



先月、そろそろ梅雨入りかというお話をしていたところ、そろそろ梅雨明けのような暑さです。7/7（月）は七夕です。七夕の日は晴天率が低いといわれていますが、今年は織姫と彦星は無事出会えるのでしょうか？その先の7/19（土）と31（木）は、土用の丑の日です。暑い日が続いているため、もりもりうなぎを食べて、夏バテを防止するようにしましょう。



暑中お見舞い申し上げます

1. 公益通報者保護

●公益通報者保護法、改正

～事業者へ、刑事罰新設！～

→公益通報者保護法が改正され**罰則が強化**（公布から1年6ヶ月以内に開始）されました。公益通報とは？以下を指します。

（公益通報とは？）

◆労働者等が、◆役務提供先の不正行為等を、◆不正の目的でなく、◆一定の通報先（事業者内部・権限のある行政機関・その他の事業者外部）に通報すること

【公益通報者保護法改正】おもなもの

■公益通報者の範囲拡大

フリーランス・業務委託終了後1年以内のフリーランスを追加。公益通報を理由とする不利益取扱いの禁止。

■公益通報を阻害する要因への対処

正当な理由なく**公益通報をしない旨の合意**を求めること等によって通報を妨げる行為を禁止し、これに違反してされた合意等を**無効**に。正当な理由なく**通報者を特定**することを禁止。

■公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

通報後1年以内の**解雇や懲戒**は、公益通報を理由としたものと**推定**する。公益通報を理由として解雇や懲戒をした者に**刑事罰を新設**。法人に3,000万円以下の罰金。

→外部通報に至る前に、未然に不正行為を防ぐことが大切です。

2. 資格確認書

●資格確認書が従業員の自宅に到着！？

～保険証から資格確認書への切替～

→保険証（協会けんぽは水色）（①）が、**R7.12.2** から使用できなくなり（**令和6年11月号参照**）、代わりに**資格確認書**（黄色。有効期限最長5年。保険証から事業所名が省かれたもの。）（②）へ**一斉に切替**になります。

→対象者は、**R6.11.29** までに取得をしていて、**R7.4.30** 時点で**マイナ保険証がない方**になります。

<資格確認書発行までの流れ>

事業所へ‘対象者一覧表’を送付。内容確認。



都道府県ごとの資格確認書送付スケジュール（予定）

愛知：7/30（水）～9/5（金）

東京：8/1（金）～9/12（金）

静岡：10/10（金）～10/17（金）

神奈川：8/20（水）～9/17（水）

和歌山：9/12（金）～9/19（金）

岐阜：10/10（金）～10/17（金）

※宛先不明で返送された場合は**事業主へ**送付。喪失済やマイナ保険証へ切替済の場合は返信封筒で返送。

→**R7.12.1** までは①と②のどちらも使用できます。**R7.12.2** 以降の退職は、①は返却不要で自分で破棄で構いません。②は有効期限内は返却、有効期限後は破棄で構いません。

自宅へ届く旨、要周知！

今月のピックアップ



●カスハラ対策義務化！～対策は万全ですか？～

カスタマーハラスメントから従業員を守るため、事業主に防止措置を行うことを**義務**づける法律が成立しました（**令和7年1・2月号参照**）。公布から1年6ヶ月以内に開始されます。

●職場のアンコンシャス・バイアスとは？～組織のリーダーは男性が適任等～

アンコンシャス・バイアスとは、無意識の思いこみを指します。性別や年齢、学歴等に対する思いこみによる機会喪失を解消すべく、厚生労働省から研修動画がアップされています。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

